領事手数料の改定について

令和５年３月
在スラバヤ日本国総領事館

令和５年度（本年４月１日から明年３月３１日まで）の領事手数料が改訂されました。
なお、令和５年度の領事手数料は、４月１日申請分から適用されます。
（例）３月３１日（金）に旅券を申請、４月４日（火）交付の場合→令和４年度の領事手数料が適用
　　４月　３日（月）に旅券を申請、４月５日（水）交付の場合→令和５年度の領事手数料が適用

URL: https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/fee.html

主なものについては以下のとおりです。

※単位：ルピア、括弧内は前年度の手数料

（単位：ルピア）

申請区分		令和５年度	（未交付失効有り）	令和４年度
１．ＩＣ旅券				
	（１）１０年旅券	１，７４０，０００	２，３９０，０００	２，１３０，０００
	（２－ａ）５年旅券	１，２００，０００	１，８５０，０００	１，４７０，０００
	（２－ｂ）申請時１２歳未満	６５０，０００	１，３００，０００	８００，０００
	（３）残存有効期間同一旅券	６５０，０００	１，３００，０００	８００，０００
２．証明				
	（１）在留証明	１３０，０００		１６０，０００
	（２）出生・婚姻等の証明	１３０，０００		１６０，０００
	（３）署名証明	１８０，０００		２３０，０００
３．査証（ビザ）				
	（１）一般入国査証	３３０，０００		４００，０００
	（２）数次入国査証	６５０，０００		８００，０００
	（３）通過査証	８０，０００		９０，０００

注１）旅券・領事手数料については、基準邦貨額に変更はありませんが、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定を行っています。
注２）２０２３年３月２７日より、査証欄の増補は廃止となりました。

以上